

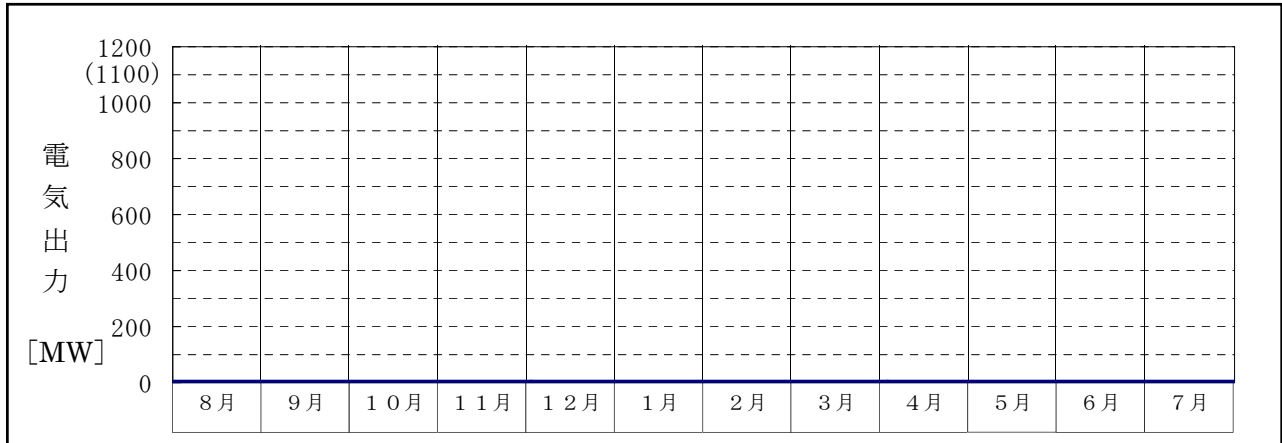
令和 4 年 8 月 2 5 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 2 3 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（ 令和 3 年 8 月 ～ 令和 4 年 7 月 ）



3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規規制基準適合性審査の状況について

- 平成 2 6 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は 3 7 回開催されております。
- 令和 3 年 1 1 月 1 8 日の審査会合においては，プラント側審査の準備状況について，基準地震動^{※1}，基準津波^{※2}の確定後，安全対策設備の耐震性や有効性の再評価等を行い，プラント側の審査を効率的に進めていきたい旨を説明しました。
- 令和 4 年 1 月 2 8 日の審査会合においては，基準津波の策定に必要な津波の評価について審議されました。
- 当社からは，「連動型地震以外に起因する津波^{※3}」の評価および「地震に起因する津波と海底地すべりに起因する津波の重ね合わせ」の評価を示し，これらの評価結果が，既に原子力規制委員会の了解が得られている「連動型地震に起因する津波^{※4}」の評価結果を上回らないことを説明しました。
- 原子力規制委員会からは，評価対象とする海底地すべりの追加や，津波の組合せ時間をずらした場合の追加評価を求められ，継続審議となりました。
- 令和 4 年 4 月 1 1 日の審査会合においては，基準地震動の策定に向けて「内陸地殻内地震の地震動評価」について審議され，原子力規制委員会の了解が得られました。これにより，「震源を特定して策定する地震動」に関する個別の評価は完了しました。
- 令和 4 年 7 月 1 日の審査会合においては，「基準地震動，基準津波の検討状況及び今後の工程」について報告するとともに，今後の審査にも十分な準備を行い，しっかり対応する旨を説明しました。
- 令和 4 年 8 月 5 日の審査会合においては，「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」^{※5}について審議されました。原子力規制委員会からは，標準応答スペクトルに基づく地震動について，模擬地震波を入力する地震基盤深さの考え方等に関するコメントがあり，継続審議となりました。

- 今後も引き続き、基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。
 - ※1：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの
 - ※2：原子炉施設の供用期間中（運転開始から廃炉までの間）に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波
 - ※3：津波地震、海洋プレート内地震および海底地すべりに起因する津波等
 - ※4：十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震に起因する津波であり、東通原子力発電所の最大津波水位を決定する津波
 - ※5：北海道留萌支庁南部地震、標準応答スペクトルに基づく地震動

(別紙1) 基準津波の審査

(別紙2) 基準地震動の審査

(2) 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

- 当社は、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和3年10月7日および令和4年3月29日に内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
- 令和3年10月7日に行った届出の主な内容は、原子力規制委員会の緊急時対策支援システム^{※6}について、新たに使用済燃料貯蔵プールに係る放射線モニタのデータを常時伝送することになったため、伝送データの一覧に項目の追加を行ったものです。
- 令和4年3月29日に行った届出の主な内容は、原子力防災組織業務のうち、消防車等を使用した消火活動の支援、発電所構内および構外における警備活動等の業務について、委託先の見直しに伴い、記載の修正を行ったものです。
 - ※6：緊急時対策支援システム (ERSS : Emergency Response Support System)
原子力発電所において、原子力緊急事態発生時等に発電所の運転情報や放射線モニタ値のデータ等、状態把握に資する情報をリアルタイムに提供し、国が行う原子力防災活動を支援するシステム

(3) 東通原子力発電所1号機の原子炉設置変更許可申請に係る「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果を踏まえた補正について

- 当社は、令和3年12月16日、東通原子力発電所1号機の新規制基準への適合性審査に係る「原子炉設置変更許可申請」について、一部を補正する補正書^{※7}を原子力規制委員会に提出いたしました。
- 補正の主な内容は、基準地震動のうち「震源を特定せず策定する地震動」について、「標準応答スペクトルによる評価結果」を追加するもので、具体的な評価内容は、今後の審査において説明してまいります。
 - ※7：令和3年4月21日の原子力規制委員会において、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」等の一部が改正された。これを踏まえ、令和3年4月26日、原子力規制委員会より、基準地震動の策定にあたり考慮する「震源を特定せず策定する地震動」について、新たに策定された標準応答スペクトルに基づく評価を求める指示文書を受領したことから、本指示書に基づき補正を行うもの。

(4) 東通原子力発電所敷地内における地質調査の実施について

- 当社は、東通原子力発電所の敷地内において、特定重大事故等対処施設^{※8}など、将来的な安全対策設備を設置するための候補地の検討に必要な地質調査を、2022年4月から実施しております。
- 本調査は、将来的な安全対策設備の配置計画の検討に必要な地質データの拡充を図るために実施するものです。
- 当社としては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、地域の皆さまからのご理解を得ながら、準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

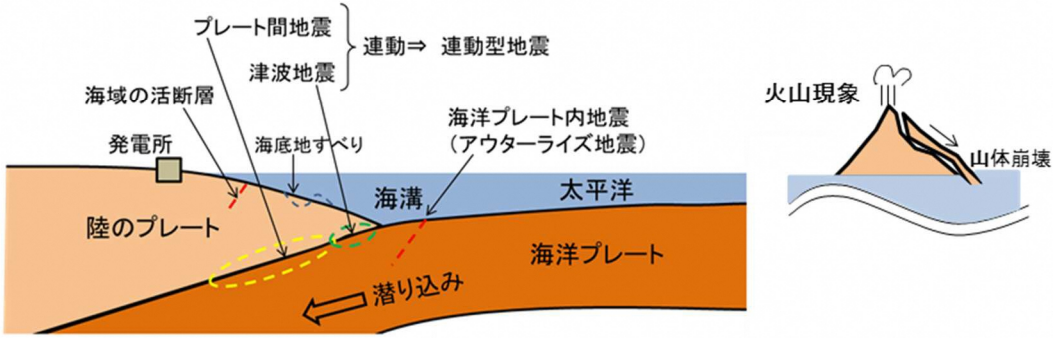
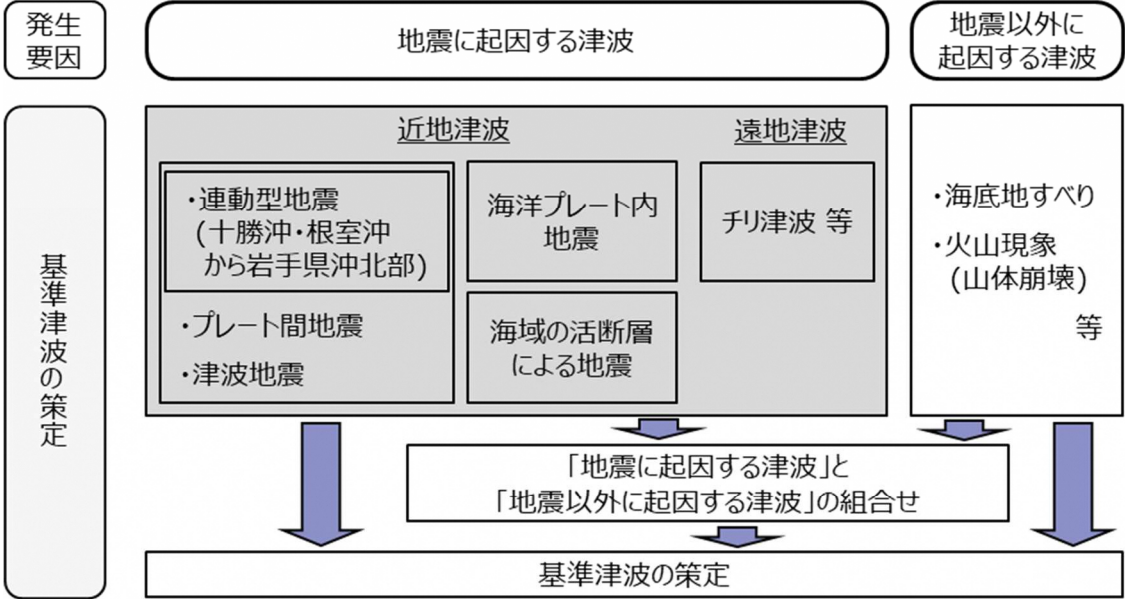
※8：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)

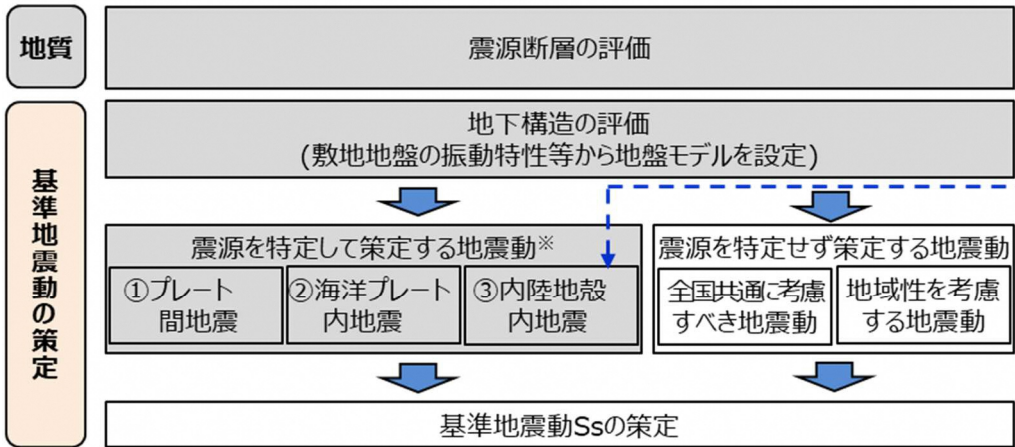
基準津波の審査

審査会合で「概ね妥当」と評価済

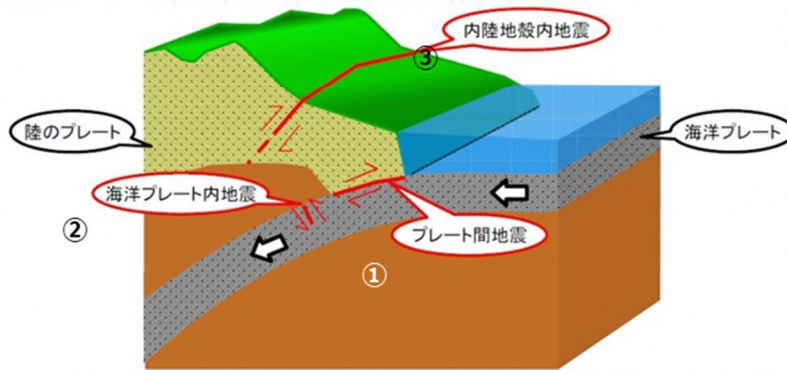


基準地震動の審査

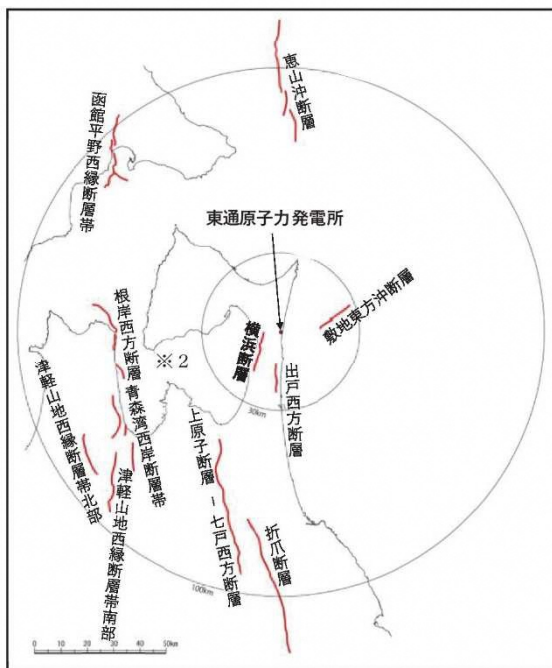
審査会合で「概ね妥当」と評価済



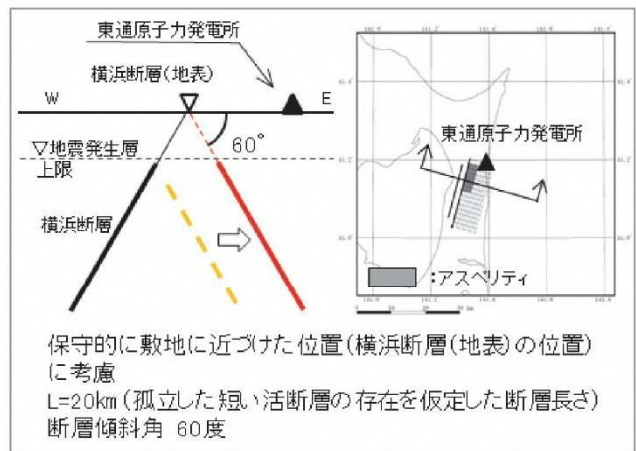
※ 敷地周辺の地震の発生状況や「震源断層」をもとに評価する地震動



地震発生様式の模式図



震源として考慮する活断層



「下北半島中軸部高速度層の高まりに基づく地震」の概要
(下北半島の東-西断面図)